

# 埼玉県農林公園指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県農林部農業政策課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県農林公園の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

## 1 農林公園指定管理者について

指定管理者：公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板1975番1

代表理事 小畠 幹

## 2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 3 応募の状況について

### （1）現地説明会への参加団体数

令和7年8月1日実施説明会 1団体

### （2）応募申請団体数

令和7年9月8日締め切り 1団体

申請団体の内訳

公益法人（農林関係） 1団体

## 4 指定管理者候補者の選定について

### （1）選定基準

#### 1 審査基準

- ① 本県農林業の振興及び本県農林行政の推進に資するものであること。
- ② 県民の平等な農林公園の利用を確保することができるここと。
- ③ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に農林公園の運営を行うことができること。
- ④ 農林公園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができるここと。
- ⑤ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑥ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- ⑦ 農林公園の維持管理を適切に行うことができるここと。

## 2 審査項目

- ① 管理運営にあたっての基本的事項
  - ・ 設置目的をはじめ、条例に定められた事項を十分に踏まえていること
  - ・ 県民の平等利用を確保するための配慮がされていること
  - ・ 個人情報保護に関し、必要十分な体制、方策が具体的に示されていること
- ② 施設の効果的運営
  - ・ 県の農林行政の推進に資するものであること
  - ・ 農林公園の設置目的を効果的に達成し、運営を行うことができるこ
- ③ 施設の効率的運営
  - ・ 農林公園の設置目的を効率的に達成し、運営を行うことができるこ
- ④ 指定管理者としての能力及び経営基盤
  - ・ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること

### (2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー
藤原 拓也	公認会計士
千島 真由美	結木の会世話役
大野 晃生	埼玉県指導農業士協会会長
山口 由美	埼玉県指導農業士
松澤 純一	農林部副部長

### (3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

### (4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目 (配点)		農林公社	
①	法令・条例等への理解	30点	23点
	利用者の平等利用の確保	30点	21点
	個人情報保護等への配慮	30点	22点
②	県民への学習機会の提供	90点	68点
	農林業関係者への研修の場の提供	30点	20点
	技術者の設置等	30点	23点
	施設の維持管理	30点	20点

	危機管理体制	60 点	41 点
	サービス向上への取組	30 点	21 点
	県内中小企業者、障害者雇用等の取組	30 点	19 点
	環境負荷低減への配慮	30 点	19 点
③	県委託料	30 点	21 点
	計画の実現性	30 点	23 点
	コスト縮減への取組	30 点	20 点
④	過去の実績	30 点	25 点
	経営基盤の安定性	30 点	24 点
	事業参加意欲	30 点	22 点
合計		600 点	432 点

○ 農林公社の選定理由

- ・年間を通じて、多様かつ魅力的な農林業学習・研修の開催が期待できること。
- ・農産物直売所においては、埼玉ブランド農産物、6次産業化商品、県農業大学生の栽培した有機 JAS 認証取得農産物を扱うなど、取扱品目の拡大に積極的であること。
- ・園内の自然林の落ち葉を堆肥化し、園内のほ場に還元するなど、資源循環型農林業の実践に取り組んでいること。
- ・地元の代表的な露地野菜や花きの栽培による地域農業の P R、Q R コードやパネルでの産地紹介など、展示機能の強化が見込める。
- ・指定管理の開始時から管理を任せられる体制を有していると評価できること。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意 見
農林公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数の大幅な増加があったことは高く評価できる</li> <li>・S N S を用いたリアルタイムな情報発信は、集客に結びついている</li> <li>・指定管理を長くやっていると、どうしても既存事業の改善の方に目がいくが、新しい集客力のある取組を行ってほしい。</li> </ul>

## 5 農林公社の提案の概要

① 基本方針

- ・県民の農林業に対する理解を深める
- ・農林業者関係者の取組みを応援する
- ・地域の発展に貢献する農林公園を目指す

② 管理執行体制

- ・所長 1 名、施設管理担当 2 名、業務担当 3 名、園芸相談員・木工指導員・農産物販売マネージャー 各 1 名

- ・専門技術有資格者の配置
- ③ 農林業学習・研修事業計画
  - ・農林業学習（通年）：農林業体験学習、木工教室、調理教室など
  - ・農林業研修（年14回）：農林業技術研修、安全・安心農産物づくり研修など
  - ・いきいき農業大学（7～12月）：  
　大豆やそばを種まきから収穫、加工までを実施
- ④ ほ場等植栽計画
  - ・栽培している農作物に、県内の主な産地や生産量、品種名、栄養素、生産者の取組をQRコードやパネルで紹介
  - ・県内の代表的な農作物や花きのほか、県育成品種、埼玉ブランド農産物、埼玉伝統野菜を栽培・展示
- ⑤ サービスを向上させるための方策
  - ・農産物直売所や自動販売機でキャッシュレス対応を進め利便性を高める
  - ・情報誌やインターネット、SNSを活用した積極的な情報発信を行う
- ⑥ 収支予算案（令和8年度及び5年間の収支計画）
  - ・令和8年度経費については約3.3%増（対令和7年度予算）  
(人件費・物価・光熱費の高騰による増加)
- ⑦ 利用料金に関する考え方
  - ・農林公園条例で定める額とする。
- ⑧ 個人情報の取扱い
  - ・「埼玉県農林公社個人情報の保護に関する規程」等に基づく適正な取扱い
  - ・守秘義務の徹底（委託先など第三者を含む）
  - ・所長を個人情報保護等管理者とし、個人情報のデータベースを一元管理
- ⑨ 危機管理体制
  - ・「危機管理マニュアル」による対応
  - ・職員の救命講習の受講と資格取得による事故発生時の適切な対応
  - ・定期的な巡視による事故の未然防止
  - ・農薬の使用基準遵守と適正使用